

公益社団法人松戸市シルバー人材センター職群班設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の職種に応じて設置する職群班及びその運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 職群班は、次の職種の就業会員により構成する。

(1) 植木班

(2) 除草班

(3) 単発作業班

2 前項の他、理事長は必要に応じて、新たに職群班を設置することができる。

(職群班の役割)

第3条 職群班は「自主・自立、共働・共助」の基本理念の理解と浸透、会員相互の連帶意識の醸成と技術・技能の向上及び安全就業、会員による班の自主的運営の推進を図るとともに、就業及び業務に関し、センターと連携を密にしてグループ就業による業務効率を高めることを目的とする。

2 就業会員は、仕事の遂行にあたり相互扶助の精神で、行動責任分担の精神をもって努力する。

(班長等の設置)

第4条 職群班には、班長及び副班長を置くことができる。

(1) 班長 1名

(2) 副班長 若干名

(3) 理事長が認めた場合は、同一職群班内を区分して班編成することができる

(4) 職群班内にグループ制を採用し、各グループに副班長を置くことができる

2 班長及び副班長は、その職群班で就業している会員の互選とし、理事長が委嘱する。

(班長等の任期)

第5条 職群班の班長及び副班長の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 班長又は副班長は、再任することができる。
- 3 班長又は副班長は、辞任又は任期が満了した場合、後任者が選任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(班長等の任務)

第6条 班長及び副班長は、就業に係わる業務の他、親睦、協調、連帶意識の高揚及び安全・適正就業推進を目指し、センターとの連絡調整を行い「共働・共助」の浸透を図るため、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 班内の業務を把握し、これを代表して班長会議への参加及び班内の会議を開催することができる
 - (2) 班内会員とセンターのパイプ役として意見・要望等を集約し、その連絡及び調整を行う
 - (3) 班内の仕事について統括し、推進計画や調整等を行う
 - (4) 発注者との連絡調整及び苦情処理を行う
 - (5) 安全就業推進員を兼任し、安全・適正就業の推進を図る
 - (6) 各職群班において、後継者の育成を行うとともに、技能系職種については、その会員確保に努める
 - (7) 仕事を通じて、広く市民や事業所等にアピールを行い、新規就業の開拓に努める
 - (8) 地域班班長及び副班長との連携強化及び会員の就業促進を行う
- 2 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 各職群の具体的活動の指針等については、職群別に別途定める。

(職群班担当理事)

第7条 職群班活動を積極的に推進する為、職群班別に担当理事を配置するものとする。

- 2 職群班担当理事は、職群班班長と副班長、センターとの連携強化及び職群班活動の支援に努める。
- 3 職群班担当理事は、地域班担当理事との連携強化及び地域班活動の協力に努める。

(会議)

第8条 班長は、理事長が招集する職群班会議に出席する。

2 職群班内の会議は、必要に応じて班長が召集することができる。

(活動運営費)

第9条 班長及び副班長には、予算の範囲内で別表に定める基準により、活動運営費を支給することができる。

2 前項の者が、年の途中で就任したときはその月から、退任したときはその月分まで月割りによる活動運営費を支給する。

3 その年度内に該当する職務に従事しなかった場合、活動運営費は支給しない。

4 活動運営費は、理事長が別に定める日に支給する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要事項については理事会の議決を得て別途定めることができる。

附 則

この要綱は、平成20年5月8日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

別表

職名	活動運営費
班長	年額 36,000円
副班長	年額 36,000円